

謝金規程

特定非営利活動法人こどもの未来をかんがえる会

八ヶ岳山麓食のまちづくり・ラボ

2020年11月01日制定

2021年05月01日改定

2023年04月02日改定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人こどもの未来をかんがえる会（以下「未来をかんがえる会」という。）及び八ヶ岳山麓食のまちづくり・ラボ（以下「まちづくり・ラボ」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、未来をかんがえる会及びまちづくり・ラボを運営するために必要な業務に対する報酬謝金（特定非営利活動法人こどもの未来を考える会の役職員は除く。）、未来をかんがえる会及びまちづくり・ラボが主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当会が依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金に適用する。

(謝金の支払基準)

第3条 未来をかんがえる会及びまちづくり・ラボを運営するための報酬謝金、講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言等を行う協力者に対する助言謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。

2 講師謝金及び助言謝金の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。

3 謝金の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

2 謝金の支払いにあたっては、未来をかんがえる会及びまちづくり・ラボは法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

(費用)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は、未来をかんがえる会及びまちづくり・ラボ旅費規程を準用して支払う。

2 本規程の対象となる支払対象者が未来をかんがえる会及びまちづくり・ラボの依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については第5条の定めるところに従い請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、未来をかんがえる会及びまちづくり・ラボ運営委員会の決議により行うものとする。

この規程は、未来をかんがえる会については令和2年11月1日より、まちづくり・ラボについては令和3年5月1日から施行する。

<別表>

報酬謝金

講師謝金等	1時間あたり	10,000円
ファシリテーション謝金	1時間あたり	5,000円
助言謝金等	1時間あたり	10,000円
協働農園謝金（参加一組あにつき）	1年あたり	15,000円（新規参加） 13,000円（継続参加）
協働農園謝金（ビジター参加）	1人1回あたり	1,000円

学習ボランティア謝金	1時間あたり	1,000円
子どもの居場所講師謝金	1回あたり	5,000円
ワークショップ講師謝金	1時間あたり	6,000円
ワークショップ講師アシスタント謝金	1時間あたり	1,000円